


Question (中古車の値引き表示)

中古車の値引き表示を行いたいのですが、可能でしょうか？



スカーレット 1.0E (2WD)

自店旧価格 95 万円のところ

80 万円
(消費税込)

●初度登録：H20 年	●色：レッド	●修復歴 なし
●車検：H23 年 5 月	●定期点検整備済み	●車台番号(下 3 桁) 903
●走行距離：1.8 万km	●保証付き (部分保証 6 か月 5 千km)	

Answer 中古車の値引き表示は行うことができません。

中古車は、品質劣化や車検残及び自賠責・自動車税の未経過分の減少等により経済価値が下落するなど、時間の経過とともに商品の同一性が失われていく商品であることから、「過去の販売価格（自店旧価格等）」を比較対照価格に用いて二重価格表示を行った場合、同一でない商品の価格を比較対照価格に用いて表示していることとなります。

よって、当該表示は、同一でない商品の価格を比較対照価格に用いた不当な二重価格表示に該当します。

Hint!

二重価格表示とは、自己の販売価格に当該販売価格よりも高い他の価格（以下「比較対照価格」という。）を併記して表示するものをいい、その内容が適正な場合には、消費者の適正な商品選択に資する面を持っています。

しかしながら、同一ではない商品の価格（本例では自店旧価格）を比較対照価格に用いた場合、その価格差には、時間の経過による商品の品質や経済価値の減少等による違いも反映されているため、表示された価格差のみにより販売価格の安さを評価することが難しく、その結果、消費者に販売価格が著しく安いとの誤認を与えることから、不当表示に該当します。